

第9章 地域貿易協定における環境条項

| | |
|----------|--|
| 著者 | 箭内 彰子 |
| 権利 | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp |
| シリーズタイトル | 研究双書 |
| シリーズ番号 | 610 |
| 雑誌名 | 途上国からみた「貿易と環境」：新しいシステム 構築への模索 |
| ページ | 253-280 |
| 発行年 | 2014 |
| 出版者 | 日本貿易振興機構アジア経済研究所 |
| URL | http://hdl.handle.net/2344/00011253 |

第9章

地域貿易協定における環境条項

箭内 彰子

はじめに

貿易に関する国際ルールは世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）とその前身である関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）を中心に形成されてきた。しかし近年、地域貿易協定（regional trade agreement: RTA）を通じた二国間・地域間レベルでの貿易自由化が急速に重要度を増しており⁽¹⁾、WTOルールとは別に当事国間にも適用される貿易ルールが網の目のように形成され、複雑な様相を呈している。

最近のRTAの特徴として、(1) 途上国が参加するRTA、なかでも先進国－途上国RTAが増えていること⁽²⁾、(2) 環境や労働といった新たな分野を扱うRTAが増えてきていること、が挙げられる。RTAは本来、当事国間での関税引き下げを趣旨としている。このため、通常、関税撤廃・削減についての取り決めや数量制限の禁止、セーフガード、アンチ・ダンピング、原産地規則といった関税に関連する規定が中心となる。しかし最近では、WTOの交渉アジェンダには入っているが合意までに時間がかかりそうなもの（たとえば電子商取引など）や、いわゆるWTOプラスと呼ばれる 이슈、すなわちWTO協定の対象外となっている競争法や投資、労働などをRTAで扱うケースも増えてきている。WTOにおけるドーハ開発アジェンダの交渉が行き詰まり、各国がRTAを通じて貿易自由化を実現する動きが高まっている

ことから、環境関連の規定についても RTA のなかに組み込むことによって WTO での合意を待たずに実施を図っている。

RTA の環境条項上の権利義務関係は、WTO 協定や国際環境条約 (multilateral environmental agreements: MEAs) といった多国間ルールに優先して加盟国に適用される場合もある。このため、各国の権利・義務関係はよりいっそう複雑化している。また、各 RTA の環境に対する対応もまちまちである。RTA がその締結数の急増により国際貿易を規律する一つ的手段となっている現実をかんがみると、RTA における環境条項についても議論を始める時期にきているといえよう。実際、RTA における環境条項についての議論は少しずつだが増えてきている。とりわけ OECD は RTA における「貿易と環境」問題をいち早く取り上げ (OECD 2000)、その後も継続的に考察を加えてきた (OECD 2007; Tébar Less and Kim 2008; George 2011; Gallagher and Serret 2011 など)。しかし、RTA における環境条項を途上国の視点からとらえたものは少ない⁽³⁾。そこで本章では、先進国-途上国 RTA の増加により、貿易と環境をめぐる問題で途上国が何らかの問題に直面していないか、あるいは貿易自由化を優先し、環境保護への配慮が不十分な RTA はないか、といった問題を扱うことにする。

まず第 1 節では RTA における環境条項について整理する。第 2 節では途上国との RTA を数多く締結している米国、欧州連合 (European Union: EU)、日本、カナダに加え、途上国間 RTA を取り上げ、それらの RTA の環境条項に関する特徴を検討する。そして第 3 節では、途上国が RTA に起因して直面している環境問題について検討する。

第 1 節 環境条項の概要

RTA が環境に関する事項をどのように扱っているかは、ケースバイケースである。RTA に参加するメンバーが異なれば、当該 RTA での環境問題の

扱い方も異なる。また、同じ国の RTA であっても交渉・締結の時期や相手が異なれば、環境問題をどのように RTA に組み入れるかも異なる場合がある。そこでまずは RTA のなかで環境問題がどのように扱われているかを概観する。

1. RTA のなかに環境条項を取り込む手段

RTA のなかに環境条項を取り込む手段は、それぞれの RTA で異なっている。最も多い形式は、前文で環境問題への配慮を簡単に言及しているものである。RTA は本来、貿易自由化を目的としたものであり、1980年代までに締結された多くの RTA では環境に対する配慮はさほど重視されていなかった。しかし、国際社会における環境への関心の高まりを受け、徐々に環境保護についても各 RTA の前文で言及されるようになった。近年では、多くの RTA、とりわけ先進国が当事者として参加している RTA の前文のなかに環境や持続的発展に関する文言が含まれている。たとえば北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement : NAFTA) では「カナダ政府、メキシコ合衆国政府およびアメリカ合衆国政府は次のことを決議する。前掲の各項目を環境の保護や保全と調和させながら取り行うこと、持続的発展を促進すること、環境関連の法規を発展させ、執行すること (抜粋)」、Japan-Chile RTA⁽⁴⁾では「経済的開発、社会的開発および環境保護が相互に依存しており、かつ、持続可能な開発に関する相互に補強しあう柱であること並びに戦略的な経済上の連携が持続可能な開発を促進する上で重要な役割を果たすことができることを確信し」となっている。ただし、こうした文言の法的拘束力は、詳細な規定となっている協定の各条文に比べて弱い⁽⁵⁾。

つぎに、環境に関する章を設けて詳細に規定している RTA がある。たとえば、西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States: ECOWAS) の第6章「環境と天然資源に関する協力」や Canada-Colombia RTA の第17章「環境」などである。そして本協定とは別枠の付属協定にお

いて規定するパターンもある。この付属協定という形式をとる RTA のなかでも、NAFTA のように本協定締結と同時に環境問題に関する補完協定 NAAEC (North American Agreement on Environmental Cooperation) が発効する場合と、南米南部共同市場 (Mercado Común del Sur: MERCOSUR) のように、本協定締結後に環境に関する枠組み協定を別途締結する場合とがある。ちなみに MERCOSUR の協定自体は環境保護に配慮する旨を前文で言及するのみであり、付属協定が締結されたのは本協定締結後10年経ってからである (Tébar Less and Kim 2008, 6)。US-CAFTA-DR FTA は第17章で環境に関する章を設定すると同時に環境協力協定 (Environmental Co-operation Agreement) という付属協定も締結しており、RTA のなかでも環境への配慮が強い。また、章として独立してはいないが、関連する項目で環境への配慮を言及する場合もある。日本が当事国となっている RTA はこの形式をとるものがほとんどである。

2. 環境条項で扱われる項目

環境条項として扱われる項目は、おもに、環境問題に関する協力、環境に関する基準、国内環境規制のエンフォースメント、紛争解決手段、環境規制に関する当事国の権利、国際環境条約との関係、そして例外条項などである。

(1) 環境問題に関する協力

経済協力とキャパシティ・ビルディングは、多くの RTA に取り入れられている事項である。その協力のなかの一分野として環境が掲げられていたり、あるいは環境についてまとまった規定がある場合 (環境に関する章など) は、そのなかで環境協力を規定したりしている。また、環境に関して幅広く協力を約束している RTA と、特定の当事国の関心事項について協力を規定する RTA とがある。先進国-途上国 RTA では環境に関するキャパシティ・ビルディングを規定しているものが多い。とりわけ、米国や EU が当事者となっ

ている RTA の場合は、協力のための基金を準備していることもある。また、環境協力を実施するためのメカニズムを RTA 自身に組み込んでいる場合もあるが、RTA では協力の約束にとどまり、実施に向けた枠組みづくりは RTA 締結後に構築する場合もある。

(2) 環境に関する基準

ほとんどの RTA が環境法の規律や環境に関する基準のレベルを維持、あるいは強化することを規定している。貿易・投資を増大させるために環境基準を緩和した結果、環境破壊を招かないようにするためである。それぞれの RTA で、①環境法の施行を義務づけるもの、②環境基準のレベルを維持、少なくとも引き下げないことを規定したもの、③環境基準を強化することを規定したもの、④当事国間の環境基準を調和化することを規定したもの、などがある (Tébar Less and Kim 2008, 12)。

(3) 紛争解決手続き

環境条項のなかには当事国が負う義務を規定している場合もある。そうした RTA では、義務の履行を確保するために何らかのメカニズムを導入している。その一つが紛争解決手続きである。それぞれの RTA で国家間の協議、評議会による紛争処理手続き、仲裁などさまざまな手段が用意されている。環境専門家の名簿作成や利害関係者からの申立の容認など、当事国の政府以外の参加も広く認めている場合もある。当該 RTA が紛争解決手続きについて別途規定している場合は、それを準用することもある。

(4) 環境規制に関する当事国の権利

多くの RTA は環境保護の水準や、どのような環境政策を実施し、どのような環境法を施行するかなど、環境保護のために自国内においてどのような行動をとるかについて各国に決定権があることを認めている (Tébar Less and Kim 2008, 13-14)。

(5) 国際環境条約との関係

RTA と国際環境条約の関係について明確な表現で規律している RTA は少ない。この問題について初めて明文規定をおいたのは NAFTA である。NAFTA の補完協定である NAAEC の第40条（他の環境協定との関係）は「この条約のいずれも、条約当事国が有している国際環境条約上の権利義務に影響を及ぼすよう解釈されない」とし、NAFTA と国際環境条約の権利義務が衝突する場合は、国際環境条約の権利義務が優先するとしている（UNEP and IISD 2005, 98）。このような明文規定をおいている RTA はほかに、Canada-Chile RTA, Canada-Costa Rica RTA, Canada-Colombia RTA, Mexico-Chile RTA などである。

(6) 例外条項

GATT 第20条の文言がそのまま採用される場合が多い。GATT で言及されていない環境措置を列挙し、それを貿易制限措置の例外として認めると明言しているものはごくわずかである。カナダや米国が NAFTA 締結以降に交渉・締結した RTA には、こうした WTO プラスの規定が含まれている。

3. 法的拘束力の有無

多くの RTA は法的拘束力のない形態で環境条項を組み込んでいる。努力規定であることを示唆する用語を使ったり、New Zealand-Thailand RTA のように、環境条項について「政治的コミットメントではあるが、いずれの締約国に対しても法的拘束力はない」と規定し、その法的拘束力を明確に否定したりしている（Tébar Less and Kim 2008, 6）。ただし、法的拘束力のある環境条項をもつ RTA もある。米国が当事国となっている RTA がよい事例として挙げられよう。たとえば NAFTA の補完協定である NAAEC は、各国に環境法の実効的な実施と条約に規定されているコミットメントを実施できるメカニズムの形成などを義務づけている（Tébar Less and Kim 2008, 6）。

4. 環境影響評価（環境アセスメント）の有無

RTAの締結前に環境アセスメントの実施を規定するタイプと締結後に環境アセスメントを要請するタイプ、さらには、フォローアップのための定期的な環境アセスメントを規定するタイプとがある(Tébar Less and Kim 2008, 7)。事前の環境アセスメントは協定の交渉に反映される可能性が高く、当該協定の環境への配慮を高める効果がある。一方、事後、あるいはフォローアップの環境アセスメントは、確定した協定内容の環境への影響を実際に検討することにより、協定の見直しなどにつながる可能性がある。

ある政策を策定する段階で環境アセスメントを導入する国は多いが、RTA交渉の際に事前の環境アセスメントを課している国はさほど多くない。現時点では、米国、カナダ、EUぐらいであろう⁶⁾。これらの国々は、RTA交渉の相手国が独自に環境アセスメントを実施することを奨励し、そのための資金援助も行っている。一方、ニュージーランドはNational Interest Analysisと呼ばれる事後の環境アセスメントを行っている。また、RTA自体のフィージビリティスタディを実施する際、そこに環境アセスメントを含む場合もある。たとえば、New Zealand-China RTAは、協定交渉に入る前に実施したフィージビリティスタディで環境に対する影響も考慮している(Tébar Less and Kim 2008, 9)。

環境アセスメントはRTA締結の条件となっているわけではなく、アセスメントを要請する国際的制度があるわけでもない。あくまで、各国法を根拠として実施されている。たとえば、米国の環境アセスメントは1969年に制定された国家環境政策法(National Environment Policy Act: NEPA)とExecutive Order 13141を法的根拠としており、カナダは1999年の政策・プラン・プログラムの環境アセスメントに関する閣議指令(Cabinet Directive on the Environmental Assessment of Policy, Plan and Program Proposals)と2001年貿易交渉に関する環境アセスメント実施枠組み(Framework for Conducting Environmental

Assessments of Trade Negotiations) に基づく。また EU の持続可能性影響評価 (Sustainability Impacts Assessment: SIA) は、欧州委員会 (European Commission) が2002年に発表したガイドライン (Communication from the Commission on Impact Assessment) に基礎をおいている⁽⁷⁾ (Tébar Less and Kim 2008, 8; UNEP and IISD 2005, 98; 環境省 2004)。

第2節 各国 RTA の環境条項の特徴

途上国が参加する RTA としては、先進国-途上国 RTA と途上国間 RTA の2種類がある。前者のタイプの RTA で留意すべきは、締約国が先進国と途上国であっても、RTA により発生する権利・義務は同じであるという点である。たとえば NAFTA で規定されている定期的な環境報告書の提出や、US-Chile RTA で規定されている国内法令の環境保護水準の強化といった義務は、メキシコもチリも米国と同じように負うのである。

そもそも、GATT/WTO には途上国にだけ優遇措置を付与する「特別かつ異なる待遇」(special and differential treatment: S&D) が導入されている(本書第6章参照)。これにより、途上国メンバーは GATT 第1条(最恵国待遇)の規定にかかわらず、一定の条件を満たせば GATT/WTO ルールの義務免除や特恵関税など、さまざまな優遇措置を享受することができる。しかし、この S&D は途上国間 RTA には適用されるが⁽⁸⁾、先進国-途上国間で締結された RTA には適用されない⁽⁹⁾。

本節では先進国-途上国 RTA および途上国間 RTA がどのような環境条項を規定しているかについて検討する。その際、先進国側の当事者として数多くの先進国-途上国 RTA を締結している米国、EU、日本、カナダを取り上げて、それぞれの環境条項の特徴を考察する⁽¹⁰⁾。

1. 米国の RTA における環境条項の特徴

米国が当事国となっている RTA は、現在（2013年12月）14本が効力を発生しており、その他交渉中のものとして、環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership: TPP）協定への参加¹¹などがある。最も古いのは1985年にイスラエルとの間で締結された RTA で、その後、1990年代は1994年の NAFTA（その前身となる US-Canada を含む）だけであるが、2000年以降、その数を急速に増やしている。相手国は途上国がほとんどで、NAFTA のカナダ、そしてオーストラリア（2005年発効）以外、すべて途上国となっている（表1）。

表1 米国が締結した RTA

| 効力発生日 (年/月/日) | 相手国・地域 | 【おもな環境条項】 | | | |
|--------------------------------|---------------------------|-----------|----------|------|---|
| | | 前文 | 付属 協定 | 章 | 条項（環境に関する章以外のもの） |
| 1 1985/8/19 | Israel | × | × | × | なし |
| 2 1994/1/1 | Canada, Mexico (NAFTA) | ○ | ○ | × | MEA との関係（104条）、 投資（1106, 1114条など） |
| 3 2001/12/17 | Jordan | ○ | × | × | 環境（5条）、一般的例外（12条）、 履行監督（15条） |
| 4 2004/1/1 | Chile | ○ | × | 第19章 | 投資（10.12条）、一般的例外（23.1条） |
| 5 2004/1/1 | Singapore | ○ | × | 第18章 | 投資（15.10条）、履行監督（20.1条）、 一般的例外（21.1条） |
| 6 2005/1/1 | Australia | ○ | × | 第19章 | 投資（11.11条）、履行監督（21.1条）、 一般的例外（22.1条） |
| 7 2006/1/1 | Morocco | ○ | × | 第17章 | 投資（10.10条） |
| 8 2006/8/1 | Bahrain | ○ | × | 第16章 | 一般的例外（20.1条） |
| 9 2006～ 2009年 ¹⁾ | CAFTA-DR | ○ | × | 第17章 | 投資（10.1条）、一般的例外（21.1条） |
| 10 2009/1/1 | Oman | ○ | × | 第17章 | 投資（10.10条）、一般的例外（21.1条） |
| 11 2009/2/1 | Peru | ○ | × | 第18章 | 投資（10.11条）、一般的例外（22.1条） |
| 12 2012/3/15 | South Korea | ○ | × | 第20章 | 投資（11.10条）、政府調達（17.7条）、 一般的例外（23.1条） |
| 13 2012/5/15 | Colombia | ○ | × | 第18章 | 投資（10.11条）、一般的例外（22.1条） |
| 14 2012/10/31 | Panama | ○ | × | 第17章 | 投資（10.11条）、一般的例外（21.1条） |

（出所） WTO, アメリカ合衆国通商代表部（USTR）のウェブサイト等から、筆者作成。

（注） 1) US-CAFTA-DR の効力発生日は、参加国によって異なる。

米国が締結した RTA の特徴は、NAFTA の環境に関する補完協定 (NAAEC) を原型に、その後の多くの RTA が本協定のなかに環境に関する詳細な章を有していることである。例外として、前文にも本協定にも環境に関する言及がない US-Israel RTA と、本協定の第 5 条で環境について規定するのみである US-Jordan RTA¹²⁾の二つが挙げられる。

US-Israel, US-Jordan を除いた、各 RTA の環境関連章／付属協定を比較してみると、NAFTA を除くほかの RTA は、若干の異同はあるがほぼ似たような構成となっている (表 2)¹³⁾。締約国は持続可能な開発原則の遵守と環境法規の強化が求められ、そうした法令の国内での執行を監視する組織的枠組みも規定されている。また、紛争処理手続きも具体的に定められており、締約国間で紛争が生じた場合は、まずは協議を開始し、それでも解決できない場合はパネルを設置することができる。パネリストの名簿作成に関する規定もあり、それぞれの RTA で紛争解決を図れる体制を整えている。さらに、環境にかかわる分野での協力や、市民参加の手立てについても触れており、幅広い規定となっている。NAFTA は定期的に環境報告書を公表する義務や環境に関連する法令の公開なども含んでおり、より多くの義務が規定されている。また、貿易と投資を促進するために国内の環境保護水準を引き下げたり環境規制を緩和したりするのは不適切であることを明確にしている。そして、環境に関する義務は、RTA に規定されている紛争解決制度によって履行が確保される。

米国が RTA のなかに環境保護を確保するための詳細な規律を整える背景には、米国の政策決定構造がある。米国の場合、当事者間で RTA 交渉が合意に至っても効力発生には議会での承認が必要となる。このため議会での承認が得やすいように、交渉過程で環境問題についてもきちんとした議論を行い、各 RTA にアメリカン・スタンダードともいえる一連の環境条項を組み込むようにしている。こうした米国の RTA における環境条項は各相手国の環境基準の維持・強化を促す機能を有している。RTA の環境条項が実際に相手国の環境政策にどの程度の影響を与えているかを明らかにするのは難し

表2 米国の RTA における環境条項

| | |
|----|---|
| 1 | <p>環境保護の水準 (Levels of Protection) 締約国は高水準の環境保護を保証するように法整備を行い、環境関連法の強化を行うよう求められている。しかし、環境保護の水準については、各国がそれぞれ決定権を有する。 ・NAFTA の規定：国内における環境保護の水準については、各国がそれぞれ決定権を有する。人、動物および植物の生命・健康を保護するために、国際基準より厳しい措置をとることも認められている。また、科学的証拠が不十分でも暫定的な措置を講じることができるとする予防原則を認めている。</p> |
| 2 | <p>環境関連法の施行 (Enforcement of environmental laws) 締約国は、協定に規定されている環境保護基準や環境に係わる政策に反することなく、自国の環境関連法に従うよう求められている。各締約国は環境問題に関して調査、訴訟、取締りに関して裁量権を有しており、資源の分配に関して政策決定をする権利を保持している。 ・NAFTA の規定：環境、環境保護のための緊急措置、環境教育、科学的調査、技術進歩などについて定期的な報告を行い、国境内外の環境影響評価を行う。各加盟国内で使用が禁止されている農薬や有害物質を他の締約国に輸出することを禁ずるよう配慮する。</p> |
| 3 | <p>手続き事項 (Procedural Matters) 環境法の違反申立に対し、遅滞なく適切な法的、行政的手続きをとる。</p> |
| 4 | <p>環境保護実施メカニズム (Mechanisms to Enhance Environmental Performance) 違反申立に対する手続きを円滑に実施するために、任意のメカニズムを整備する。</p> |
| 5 | <p>制度整備 (Institutional Arrangement: Environmental Affairs Council) 条約の履行確保に向けて、組織 (Environmental Affairs Council) を設立する。</p> |
| 6 | <p>公衆参加の機会確保 (Opportunities for Public participation) 環境法やその執行に関する情報を公開し、社会的認知度を上げるよう努力する。</p> |
| 7 | <p>環境協力 (Environmental cooperation) 締約国が適切と考える環境に関する協力を推進することを奨励。 ・NAFTA の規定：環境協力委員会 (Commission for Environmental Cooperation: CEC) を設置。役割は、NAFTA の環境影響に関する市民との連絡窓口や各国環境関連法の執行確保など。</p> |
| 8 | <p>環境協議 (Environmental consultation) 締約国間で生じた問題に関して、相互に納得的な解決方法を探るための協議メカニズムを設定している。専門家あるいは仲裁者との協議も可能。こうした協議は紛争解決手段に訴える前に必ず実施することを求めている。 ・NAFTA の規定：各締約国は他の締約国が環境関連法の有効な履行確保の義務を怠っている場合、協議を求めることができる。</p> |
| 9 | <p>他の国際レジームとの関係 (Relationships to other international regimes) 各締約国は、個々の環境目的を達成するために貿易制限措置を備えている場合であっても、MEAs の重要性を認めている。そして、ドーハ閣僚宣言に盛り込まれているように、既存の WTO ルールと MEAs に規定されている貿易制限措置の関係について交渉が続けられていることに留意。その交渉結果について、当該協定にも効力が及ぶかどうかについては協議が必要である。 ・NAFTA の規定：ワシントン条約や、モントリオール条約など MEAs の貿易措置規定と NAFTA が矛盾する場合は MEAs を適用する。ただし、代替手段 (同じ効果が得られかつ利用可能な手段) がある場合には、NAFTA の規定に抵触する範囲が最も小さい手段を選択しなければならない。</p> |
| 10 | <p>紛争解決手続き (Environmental Panel Procedure) 紛争解決手段については、協定の他の条項と同様に、本協定に定められる規定に従うことになるとされているが、協定に基づく紛争解決手段に付託される事項は、環境関連法の執行が当事国間の貿易を侵害する場合に限られている。この結果、協定当事国は、それぞれ独自に環境関連法を制定したりそれら法律のモニタリングをする権利を保持している。 ・NAFTA の規定：加盟国間の紛争処理は NAFTA のみに基づいて行うことができる。当事国間の協議、評議会による紛争処理手続、仲裁パネル手続などの規定があり、それらにしたがって進められる。举证責任は申立国 (他の加盟国の環境、健康、安全基準などが NAFTA 違反であるとして訴えた国) が負う。また、紛争解決パネルが独自に科学的審査機関を設置したり、外の専門家から意見聴取するなど、環境に関する専門的知見を得るためのメカニズムを備えている。 ・US-Chile FTA の規定：対抗措置として、経済制裁のみならず罰金を認めている。</p> |
| 11 | <p>定義 (Definition)</p> |

(出所) 各 RTA 条文から筆者作成。

いが、少なくとも公衆参加の機会確保（環境法やその執行に関する情報を公開し、社会的認知度を上げるよう努力する）の規定により、貿易と環境の関係性について一般の認識が高まったり、米国の RTA 相手国がその後の他国との RTA 交渉において環境に意識した交渉を行っている」と指摘されている（Colyer 2011, 108）。

2. EU の RTA における環境条項の特徴

EU はこれまで多くの RTA を結んできており、その数は2013年12月時点で34本に上る。相手国としてはヨーロッパが一番多く、次いで中東、アフリカとなっている（表3）。2011年7月に効力を発した EU-South Korea RTA はアジア諸国との最初の RTA となった。

EU の RTA を環境条項の観点からみた場合、大きく三つのグループに分類できる。(1) 環境条項がない、あるいはほとんどない RTA、(2) 経済協力を実施する際には環境に配慮するよう規定している RTA、そして (3) 環境に関する章が設けられ、詳細に規定されている RTA である。1970年代から1990年代前半にかけて締結されたものは、ほとんどすべて環境条項を含んでいなかったが、海外領（Overseas Countries and Territories: OCT）との協定である EU-OCT RTA や関税同盟である EU-San Marino RTA は、それぞれ2000年代に入ってから改定された際に、環境条項が挿入されている。また、EU-Lebanon RTA（2003年発効）や EU-Bosnia and Herzegovina RTA（2008年発効）など比較的新しいもののなかにも、環境条項がない RTA がある。

二つ目のカテゴリーの RTA では、産業、運輸、エネルギー、観光といったさまざまな経済協力分野において環境配慮の文言が挿入されている。また、環境分野における協力にも言及されている。1990年代後半あるいは2000年代に締結された RTA の多くがこのタイプであり、EU-South Africa RTA や EU-Jordan RTA、EU-Montenegro RTA などにはこれにあたる。それらのなかでは、たとえば、EU-South Africa RTA の場合、産業協力は「環境保護、持続的開

表3 EUが締結したRTA

| 効力発生日 ¹⁾ (年/月/日) | 相手国・地域 | 【おもな環境条項】 | | | |
|--------------------------------|--|-----------|------------------|------|---|
| | | 前文 | 付 属 協 定 | 章 | 条項 (環境に関する章以外のもの) |
| 1 1971/1/1 | OCT | ○ | × | × | サービス貿易 (13条), 貿易と環境 (51条) |
| 2 1973/1/1 | Switzerland and Liechtenstein | × | × | × | — |
| 3 1973/4/1 | Iceland | × | × | × | — |
| 4 1973/7/1 | Norway | × | × | × | — |
| 5 1977/7/1 | Syria | × | × | × | 協力 (4条) |
| 6 1991/7/1 | Andora (関税同盟) | × | × | × | — |
| 7 1992/12/1 | San Marino (関税同盟) | × | × | × | 環境保全 (16条) |
| 8 1994/1/1 | EEA | × | × | × | — |
| 9 1996/1/1 | Turkey (関税同盟) | × | × | × | — |
| 10 1997/1/1 | Faroe Island | × | × | × | — |
| 11 1997/7/1 | Palestinian Authority | × | × | × | 経済協力と社会開発 (50条) |
| 12 1998/3/1 | Tunisia | × | × | × | 経済協力 (43, 45条), 環境協力 (48条) |
| 13 2000/1/1 | South Africa | × | × | × | 経済協力 (50, 51, 57~60条), 開発協力 (66条), 環境協力 (84条) |
| 14 2000/3/1 | Morocco | × | × | × | 経済協力 (43, 45, 49条), 環境協力 (48条) |
| 15 2000/6/1 | Israel | × | × | × | 経済協力 (42, 46, 51条), 環境協力 (50条) |
| 16 2000/7/1 | Mexico | ○ | × | × | 協力 (21, 23, 37条), 環境協力 (34条) |
| 17 2001/6/1 | Former Yugoslv Republic of Macedo- nia | × | × | × | 政策協力 (80, 85, 98, 99条), 環境 (103条) |
| 18 2002/5/1 | Jordan | × | × | × | 経済協力 (60, 62, 71, 75条), 環境協力 (65条) |
| 19 2003/2/1 | Chile ²⁾ | ○ | × | × | 協力 (16, 24, 44~49条), 環境協力 (28条) |
| 20 2003/3/1 | Lebanon | × | × | × | — |
| 21 2004/6/1 | Egypt | × | × | × | 経済協力 (40, 54, 60条), 環境協力 (44条) |
| 22 2005/9/1 | Algeria | ○ | × | × | 経済協力 (48, 50, 58, 61), 環境協力 (52条) |
| 23 2006/12/1 | Albania | × | × | × | 協力 (86, 92, 106条), 環境協力 (108条) |
| 24 2008/1/1 | Montenegro | ○ | × | × | 政策協力 (88, 94, 108~109条), 環境協力 (111条) |
| 25 2008/7/1 | Bosnia-Herzegovi- na | × | × | × | — |
| 26 2008/11/1 | CARIFORUM | ○ | × | 第4章 | 持続的開発 (3, 8条), 農業 (43条), TBT (45, 49条), 環境基準の維持 (73条), 協力 (190条) |
| 27 2009/1/1 | Cote d'Ivoire | × | × | × | 環境保護のための関税賦課 (16条), 透明性 (41条) |
| 28 2009/11/1 | Cameroon | ○ | × | × | 持続的開発 (60条) |
| 29 2009/12/20 | Papua New Guinea and Fiji | × | × | × | 持続的開発 (3条) |
| 30 2010/2/1 | Serbia | × | × | × | — |
| 31 2011/7/1 | South Korea | ○ | × | 第13章 | 環境基準の維持 (1.1条) |
| 32 2012/5/14 | ESA | × | × | 第4章 | 漁業 (25条), 経済開発協力 (38条) |
| 33 2013/3/1 | Colombia and Peru | ○ | × | 第9章 | 一般的例外 (106条) |
| 34 2013/8/1 | Central America | ○ | × | 第5章 | 政治対話 (20条), 協力 (63~67条) |

(出所) WTO, EU のウェブサイト等から, 筆者作成。

(注) 1) 物品 RTA とサービス RTA がある場合は, 物品 RTA の効力発生日。

2) ただし, 2003年に発効したのは貿易に関する部分のみで, 協定全体の発効は2005年3月1日。

発そして経済的エンパワメントが確保されることを条件に」、鉱業分野では「環境と持続的開発を適切に考慮に入れて」協力をを行う、といった環境保護に資する条件を課している。しかし EU-Cameroon RTA や EU-Papua New Guinea and Fiji RTA のように、持続的開発に関する条文のなかで環境に言及するにとどまっているものもある。

三つ目のカテゴリーに該当するのは2000年代後半から2010年代にかけて発効した RTA である。なかでも EU-CARIFORUM⁽¹⁴⁾ RTA や EU-ESA⁽¹⁵⁾ RTA はコトヌ協定に代わるアフリカ・カリブ・太平洋 (African, Caribbean and Pacific: ACP) 諸国との双務的な RTA として締結されたもので、ACP 諸国に対する特惠貿易制度を含むロメ協定の流れをくんでいる。とりわけ EU-CARIFORUM RTA はカリブ海地域の開発を主要な目的としているが、同時に、環境保護も RTA の重要な要素と考えている。このため、RTA の前文で環境保護の必要性をうたったうえで、環境に関する章 (第4章) も設けている。さらに環境に関する章のほかにも、環境に言及する条項が数多く盛り込まれた。そして、RTA を締結することによって生じる環境への影響に対応できるよう、生産者を支援するための技術支援、環境協力、キャパシティ・ディベロップメントなども規定している。こうした規定に基づき、実際に環境関連製品やサービスの自由化を優先的に進めている。

EU の RTA の多くには、投資奨励のために環境基準を緩和することを禁じる条文がない。また、国際環境条約との関係や一般的例外として準用している GATT 第20条に環境も含めるといった規定もない。この点、明文規定を有する米国やカナダの RTA と大きな違いがある (Colyer 2011, 132-133)。しかし、2011年の EU-South Korea RTA には国際環境条約の当事国としての義務を果たすこと (第13.5条)、環境保護水準の決定権や環境関連法の執行権は各国が有していること (第13.3条) などの条項がある。また、2013年の EU-Columbia and Peru RTA には一般的例外に環境を加える文言が挿入された (第106条)。環境に関する章を設けている最近の RTA においては、環境に関する規定が充実してきている。

3. 日本の RTA における環境条項の特徴

日本が当事国となっている RTA のうち、現在（2013年12月）すでに効力を発生しているものは13本、その他、Japan-South Korea, Japan-Australia, 日中韓, TPP のように現在交渉中のものや, Japan-Canada, Japan-Colombia など共同研究の過程にあるものがある。日本が RTA を貿易政策の一手段として活用するようになったのは最近のことであるが、2002年の Japan-Singapore RTA を皮切りに、その後、締結、交渉の相手国を急速に増やしている。締結済み RTA の相手国は ASEAN 諸国および中南米の途上国がほとんどで、スイス（2009年発効）以外、すべて途上国となっている（表4）。

日本の RTA における環境条項の特徴は、まず、関連規定が非常に少ないことである。独立した章あるいは付属協定という形ではなく、投資あるいは規格・基準といった章のなかに環境に触れている条文が存在するに過ぎない。ほとんどの RTA に含まれているのが、環境規制を緩和することにより投資を奨励してはいけないという条項である。また、規格・基準の相互認証に関連して「環境を保護するための適切な措置をとることは容認される」という条項も多くの RTA に含まれている。これらを除くと、日本が当事国となっている RTA においては、環境は、人材養成、金融サービス、情報通信技術などと並ぶ協力分野の一つであるという認識であり、環境保護に向けた国内法令の整備、執行、遵守を求めているわけではない。

このように環境に対してあまり関心を払ってこなかった日本の RTA であるが、最近そうした傾向に変化がみられる。まず、2007年の Japan-Chile RTA では署名に際して共同声明が発表され、その添付声明4本のうちのひとつとして、環境に関する声明が採択された¹⁶⁾。さらに2011年8月に発効した Japan-India RTA では、第1章（総則）第8条に環境保護と題する条文を掲げている（表5）。そのなかでは、環境政策の実施については、各国がそれぞれに権利を有すること確認したうえで、環境保護の水準の維持・強化や環境

表4 日本が締結した RTA

| 効力発生日 (年/月/日) | 相手国 | 【おもな環境条項】 | | | |
|------------------|-------------|-----------|----------|------------------------|--|
| | | 前文 | 付属 協定 | 章 条項 (環境に関する章以外のもの) | |
| 1 2002/11/30 | Singapore | × | × | × | 例外条項 (54条: 相互認証の規定に関する一般的例外), 環境協力 (実施取極第8章: 科学技術) 31条 |
| 2 2005/4/1 | Mexico | × | × | × | 投資 (65条: 環境保護のための技術の使用は特定措置の履行要求を禁止する規定の例外, 74条) 紛争解決 (90条: 仲裁手続きにおいて, 環境に関する専門家による報告を認める) 環境協力 (147条) |
| 3 2006/7/13 | Malaysia | × | × | × | 投資 (90条), 環境協力 (140条 (g)) |
| 4 2007/9/3 | Chile | ○ | × | × | 共同 声明 投資 (87条) |
| 5 2007/11/1 | Thailand | × | × | × | 投資 (111条) |
| 6 2008/7/1 | Indonesia | × | × | × | 投資 (74条), 環境協力 (134条 (i)) |
| 7 2008/7/31 | Brunei | ○ | × | × | 投資 (71条) エネルギー (93条: エネルギー関連活動による有害な環境上の影響の最小化, 環境配慮の政策実施, 環境技術移転の奨励) |
| 8 2008/12/1 | ASEAN | × | × | × | 例外条項 (44条3項: 環境保全を目的とする場合, 規格を立案, 制定, 適用する権利は妨げられない) 環境協力 (53条 (k)) |
| 9 2008/12/11 | Philippines | × | × | × | 物品貿易 (27条: 中古の四輪自動車輸入の際, 相手国の環境基準適合性にかかわる制度を利用する) 例外条項 (66条: 相互認証に関する規定にかかわらず, 各締約国が必要と考える場合は環境保全を目的とする措置をとることができる), 投資 (102条), 環境協力 (144条 (d)) |
| 10 2009/9/1 | Switzerland | ○ | × | × | 環境貿易促進 (9条: 環境に関する産品および環境関連サービスの貿易の促進), 投資 (101条) 例外条項 (117条2項: 環境に対する重大な損害を回避するために, 特定の発明を特許の対象から除外し, 商業的な実施を防止することができる) |
| 11 2009/10/1 | Viet Nam | × | × | × | 例外条項 (51条3項: 環境保全を目的とする場合, 規格を立案, 制定, 適用する権利は妨げられない) 環境協力 (111条 (g)) |
| 12 2011/8/1 | India | ○ | × | × | 環境保護の水準 (8条), 環境法の施行 (8条) MEAs との関係 (8条), 投資 (99条) 環境協力 (129条 (a)) |
| 13 2012/3/1 | Peru | ○ | × | × | 共同 声明 一般的例外 (10条), 政府調達 (149条5項: 政府調達の際, 環境保全を技術仕様の要件に含めることができる), 例外条項 (161条: 政府調達), 環境協力 (200条 (d)) |

(出所) WTO, 外務省のウェブサイト等から, 筆者作成。

(注) 投資に関する規定は, とくに説明のない場合, 投資奨励を目的とする環境措置の緩和を禁止したもの。

表5 Japan-India RTA 第8条（環境保護）

| | |
|---|---|
| 1 | 各締約国は、環境保護および持続可能な開発の重要性を認め、並びに環境に関する自国の政策および優先度を定める権利を有することを認識して、自国の法令において環境保護に関する適切な水準について定めることを確保し、当該法令を引き続き改善するよう努める。 |
| 2 | 各締約国政府は、環境に関する自国の法令の遵守を監視すること、当該法令違反の疑いについて調査することその他の適当な措置をとる。 |
| 3 | 各締約国は、次の事項を行うよう努める。 (a) 環境政策および関連する事項についての啓発を促進するため、そのような分野についての教育の促進その他の方法により必要な措置をとること。 (b) 環境上適正な物品およびサービスの取引および普及を奨励すること。 |
| 4 | 両締約国は、両締約国が締結している環境に関する国際協定に基づく権利および義務を再確認する。 |

(出所) 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」より、筆者作成。

法制の履行確保、環境政策に関する公衆への周知、環境物品／サービス貿易の奨励、国際環境条約に基づく権利義務の再確認などが規定されている。また、経済協力の一分野として掲げられている状況は同じであるが、その順番が以前のRTAの場合は7～10番目であったのに対し、Japan-India RTAでは1番目に挙げられている。

環境に関する共同声明の採択という点では、2012年のJapan-Peru RTAでも、署名（2011年5月）に際し「貿易と環境に関する共同声明」と「生物多様性、遺伝資源の取得の機会および伝統的な知識に関する共同声明」が発表された。「貿易と環境に関する共同声明」のなかでは、Japan-India RTA第8条の1項に掲げられたものとはほぼ同じ文言で、環境政策に関しては各国がそれぞれに権利を有することを確認し、環境保護の水準の維持・強化や環境法制の履行確保に努力すること、貿易と環境の分野において協力することをうたっている。とりわけ、生物多様性条約および国連気候変動枠組条約に基づきそれらの条約の目的達成に向けた協力をいっそう強化し、持続可能な森林経営を推進するとしている。生物多様性に関してはさらに別の共同声明を採択し、生物多様性条約で規律されている遺伝資源について環境上適正に利用すること、伝統的な知識を尊重し、保存しおよび維持すること、遺伝資源又は伝統的な

知識に基づく発明の特許に係る情報の共有を促進することなどで合意している。

4. カナダの RTA における環境条項の特徴

カナダは RTA に署名すると同時に環境、労働、投資に関する協定にも署名し、これら全体で両国の経済関係を緊密化させる手法をとっている。これまで締結・署名した RTA のうち、イスラエルと欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association: EFTA) を除くすべての RTA で環境に関する協定を別途締結している。イスラエルの場合は、経済関係の強化というよりも政治的関係の強化という色彩が強いため、協定が対象とする項目も条文数もほかの RTA に比べて少ない。また、EFTA との RTA はカナダ自身が「第一世代の協定」と呼ぶように、関税の引き下げに重点をおいたものとなっており、貿易に関連するその他の事項、たとえばサービス貿易、投資、知的財産権といった分野ですら扱われておらず、環境、労働に至っては、第22条の一般的例外として挙げられるくらいである (表6)。

RTA と国際環境条約との関係や、貿易に関連するほかの事項 (政府調達、貿易の技術的障害——technical barriers to trade: TBT——、紛争解決など) については、RTA の本協定で規定されている。国際環境条約との関係については、上述したように、当該 RTA の義務と国際環境条約で定めている貿易関連の義務が衝突する場合は、国際環境条約の規定が優先するとしている¹⁷⁾。

環境に関する協定には、環境保護、環境関連協力、環境基準の実施、協議あるいは紛争解決の手続きなどが規定されている。その他の規定事項は以下のとおり。

- 国内の環境法の施行
- 貿易・投資を促進するために国内の環境規制を緩和しない
- 環境法に違反した場合の経済制裁あるいは是正措置発動に関する

表6 カナダが締結した RTA

| 効力発生日 (年/月/日) | 相手国・地域 | 【おもな環境条項】 | | | |
|--------------------|--------------------------|-----------|----------|------|---|
| | | 前文 | 付属 協定 | 章 | 条項 (環境に関する章以外のもの) |
| 1 1994/1/1 | U.S.A. Mexico (NAFTA) | ○ | ○ | × | MEAとの関係 (104条) 投資 (1106, 1114条など) |
| 2 1997/1/1 | Israel | × | × | × | 一般的例外 (10.1条) |
| 3 1997/7/5 | Chile | ○ | ○ | × | MEAとの関係 (A-04条) 投資 (G-14条) 一般的例外 (N-05条) |
| 4 2002/11/1 | Costa Rica | ○ | ○ | × | MEAとの関係 (I.4条) 一般的例外 (XIV.1条) |
| 5 2009/7/1 | EFTA | ○ | × | × | 一般的例外 (22条) |
| 6 2009/8/1 | Peru | ○ | ○ | 第17章 | MEAとの関係 (103条) TBT (608条) 投資 (809, 810条など) 一般的例外 (2201条) |
| 7 2011/8/15 | Colombia | ○ | ○ | 第17章 | MEAとの関係 (103条) 投資 (815条など) 政府調達 (1402条) 一般的例外 (2201条) |
| 8 2012/10/1 | Jordan | ○ | ○ | 第10章 | MEAとの関係 (1-5条) 一般的例外 (15-1条) |
| 9 2013/4/1 | Panama | ○ | ○ | 第17章 | MEAとの関係 (1.06条) 投資 (9.07条, 9.16条, 9.17条) 一般的例外 (23.02条) |
| 10 2013/5/14 署名 | Honduras | ○ | ○ | 第18章 | MEAとの関係 (1.4条) 投資 (10.7条, 10.15条, 10.16条) 一般的例外 (22.2条) |

(出所) WTO, カナダ外務国際貿易省のウェブサイト等から, 筆者作成。

る手続きを確保する

- 環境法, 環境政策に関する public awareness を高め, そのために環境関連の情報へのアクセスを確保する
- 環境影響評価
- 企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR) を活用する
- 生物多様性の保護を強化する
- 伝統的な知識, 先住・ローカルコミュニティの慣行・伝承に対して敬意を払い保存する

- 環境保全のために実施する緊急措置の場合は、TBT 関連の変更であっても透明性の確保を回避できる
- 貿易・投資促進のために RTA が規定している義務とは相対する場合でも、健康の維持や環境の保護に必要な措置を実施することを認める

このようにカナダの RTA も米国と同様詳細な環境条項を有している。しかし、こうした環境条項が複雑に絡み合うことにより、かえって途上国の環境・資源保護や健康に関する基準を適切に運用する能力を RTA 相手国から奪っていると批判されている (Common Frontiers 1998)。しかし、カナダの RTA の環境条項をみるかぎり、新たな環境基準の設定や保護主義的な措置の是正に制限をかけるような仕組みにはなっていない (Colyer 2011, 113-114)。

5. 途上国間の RTA における環境条項の特徴

途上国間 RTA は途上国に与えられた優遇措置 (S&D) により、先進国が参加する RTA よりも緩い要件で締結することができる (注 8 参照)。このため途上国間 RTA は、厳格な関税引き下げプログラムを導入するというよりは、むしろ緩やかな経済連携を形成するための一手段として、GATT 時代から活用されてきた。2000 年以前は複数国間の RTA が主流であり、たとえばラテンアメリカの MERCOSUR、アジアの ASEAN 自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area: AFTA)、南アジア自由貿易地域 (South Asia Free Trade Area: SAFTA)、太平洋島嶼国自由貿易協定 (Pacific Island Countries Trade Agreement: PICTA)、アフリカの東南部アフリカ市場共同体 (Common Market for Eastern and Southern Africa: COMESA)、東アフリカ共同体 (East African Community: EAC)、南部アフリカ開発共同体 (Southern African Development Community: SADC) などが形成されている。近年では途上国における二国間 RTA も増えてきており、India-Chile RTA や India-Malaysia RTA、Chile-Colombia RTA、

China-Pakistan RTA, Chile-Mexico RTA などが発効している。しかし、こうした途上国間 RTA の多くは、環境にまったく触れていないか、前文で言及がある程度である。環境条項を取り入れている数少ないケースとして COMESA, EAC, SADC, ECOWAS, China-Chile RTA, India-Malaysia RTA などが挙げられる。ただし、米国やカナダの RTA と比べ、その規定内容は曖昧なものが多い。

第3節 RTA によって途上国が直面する「貿易と環境」問題

先進国－途上国 RTA では、先進国が規定している高度な環境保護の水準が RTA を通じて引き下げられることのないよう、途上国に対して必要な環境政策を講じたり、適切な環境法令を整備することを求める場合がある。こうした RTA の締結をきっかけに、直接あるいは間接的に途上国が問題を抱えるケースがみられる。また、途上国間 RTA では環境関連の規定がないことから、環境への配慮がなされないまま貿易自由化を優先させてしまうこともある。本節では、途上国が RTA を通じてどのような問題に直面しているのか、具体的事例、あるいは事前の環境影響評価で指摘されたケースを検討する。

1. 輸出増大による環境破壊

Vutha and Jalilian (2008) は、ASEAN-China RTA によって、中国およびメコン河流域国（カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナム）の環境に影響が生じたと指摘している。Vutha and Jalilian (2008) によると、ASEAN-China RTA に基づく関税削減がスタートした2005年を境に中国とメコン河流域国との貿易額は輸出入双方向で増大した。取引された産品をその生産過程における環境汚染度合で三つのグループに分類して、中国－メコン河流域国

間の貿易の動きを分析した結果、中国からメコン川流域国に向けて、最も環境汚染度合の高い製品の輸出が急増していることがわかった。そのほか、カンボジアから中国向けのゴム、水産物の輸出が増え、これらの生産を増大させるために、ゴムの場合はプランテーション造成による森林破壊を、水産物の場合は違法漁業や過剰漁獲を引き起こしているとしている。こうした状況に対してカンボジア政府は環境対策プログラムを策定して対応しているが、人材不足や資金不足などにより有効な対策を講じることができないでいる。ASEAN-China RTA には環境条項がなく、RTA 締結を契機に発生した環境問題に当事国間で協力して対応する制度が整っていない。

貿易自由化で輸出機会が増え、生産が拡大することにより環境が悪化するというサイクルは、これまで多くの国が経験している。しかし、近年、RTA が WTO に代わって貿易自由化を推進する役割を果たし始めており、古い問題が再び生じているといえよう。

2. 輸入増大に伴う環境破壊

Japan-Philippines RTA の環境関連条項は、日本の RTA の「ひな形」とされている Japan-Singapore RTA よりも環境を扱っている条項が若干多いものの、基本的には「ひな形」の範囲内といえる。これらの条項それ自体については、二国間で大きな議論とはならなかった。しかし、Japan-Philippines RTA の交渉中に、有害廃棄物に関してフィリピン側（おもに NGO—non-governmental organization—）から懸念が表明された。すなわち、Japan-Philippines RTA での関税撤廃により日本からフィリピンへの有害廃棄物の輸出が促進されるのではないかというものであった（Lat 2009）。これらに対して日本側は、Japan-Philippines RTA の趣旨にかんがみこのような懸念は生じないとし、双方の外務大臣の書簡交換という形で一応の解決をみた¹⁸⁾。

しかし、フィリピン側が問題としているのは、バーゼル条約が規律している「有害廃棄物」の輸入ではなく、中古品の輸入増大である。ある物品が

「有害廃棄物」として扱われてフィリピンに輸入されてくるのであれば、それはバーゼル条約のもとで厳格に管理されており、フィリピン側もさほど心配していない。懸念しているのは、中古品として輸入されてくる電気・電子機器などである。これらは正規の輸入品としてフィリピンに入ることができる。たとえば中古テレビの場合、問題は二つある。一つめは、中古テレビの耐用年数が短く、輸入後直ぐに「廃棄物」となる可能性が高いことである。「廃棄物」となったテレビはリサイクル制度が整備されていないなかで、不法に投棄されたり、オープンスペースに山積みされていったりする。こうしたなかから有害物質が流れ出て環境を汚染する危険性があるというのである。もう一つは、中古品の輸入価格は非常に安いので、扱っている業者はこれを大量に買い付け、たとえば中古テレビ3台から使用可能な部品を集め、耐久年数の長い優良な中古製品に仕上げ直し、マーケットへと流す。1台のテレビを再生するのに使われた残りのテレビはそのまま廃棄物となり、やはり、フィリピンの環境破壊につながっていくというのである。こうしたものの流れはバーゼル条約では規律できず、Japan-Philippines RTAの規定でも正規の輸入品としてフィリピンに入ってくるので規制できないため、むしろ扱いの難しい問題となっていると指摘する¹⁹⁾。

フィリピンでのリサイクル制度や廃棄物処理制度は依然として整備されていない。しかし、上述の中古品輸入の場合は、残存の耐用年数が一定以上（たとえば5年）なければ輸入できないといった規則を策定することにより対応しようとしている²⁰⁾。地方政府・自治体が第一義的に監督する権限を有しており、国の政策として整備強化を推進していくのも困難な状況となっている。こうしたフィリピン国内の問題を解決しないかぎり、Japan-Philippines RTAをめぐる廃棄物問題はつづくものと思われる。

3. 環境基準の厳格化

RTA 締結によって環境基準が厳格化する可能性が事前の環境影響評価で

指摘されている。たとえば、RTAの当事国間で残留農薬基準や排ガス基準などに差がある場合、基準の高い国で流通できない劣悪な食品や製品が、RTAに基づく関税引き下げの効果により基準の低い国に流入する可能性がある。このため、それまで環境基準が低かった国は自国の環境を保護するために基準の引き上げや規制の強化を行う必要性に迫られる。この結果、RTA域外の貿易相手国のマーケットアクセスが困難となる事態が生じる（RTA締結に伴う食品安全基準の引き上げについては、本書第5章第2節2項参照）。

結びに

RTAはその締結数を急速に増大させ、WTO法とともに国際貿易を規律する役割を担っている。こうした現状のもと、RTAにおける環境条項は「貿易と環境」問題を議論する際の重要な要素となってきている。米国やカナダなどが導入している詳細な環境条項は、RTAを交渉する過程で相手国（とりわけ途上国）の環境に対する意識を、政府の交渉担当者というレベルにおいても、一般の認識というレベルにおいても高めている。そして、こうしたRTAの締結は、環境に配慮しつつ貿易の促進を図る手段を模索するきっかけともなっている。この意味で、RTAは貿易自由化と環境保護を相互支持的に達成する一つの方策ともいえよう。しかし、こうした機能をもつ環境条項がすべてのRTAに組み込まれているわけではない。環境への配慮を前文で触れるにとどめているRTAや途上国同士のRTAのように環境に関する規定がまったくないものもある。環境保護に対する意識の高まりとともに、RTAにおける環境条項の整備が必要となってくる。

しかし、より問題なのは、RTAの環境条項が整備されたからといって、RTAに起因する環境破壊を抑止できるわけではないことである。この点は、環境条項を対象にしてきた従来の研究ではみえてこなかった部分である。途上国が直面している問題として本章で取り上げたもののいくつかは、RTA

締結によって期待されたモノの動きが、結果的に RTA 当事国の環境を悪化させることにつながってしまっている。こうしたモノの動きは、RTA を締結する目的の一つであり、RTA 整合的である。このような問題を解決していく手段として、RTA 締結の前に実施される環境影響評価をより効果的かつ正確に行い、RTA 締結によって環境への影響が懸念される場合には、それに対する解決策を検討・実施できる仕組みを RTA 本体に組み込んでおくことが重要となる。

〔注〕 _____

- (1) 2013年7月31日時点で WTO に通報された RTA は575に上る（ただし、同じメンバーが通報している物品に関する協定とサービスに関する協定を別々にカウントしている）。このうち、現在効力が発生しているものは379件となる。WTO ウェブサイト (http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm) 参照。
- (2) 途上国が参加する RTA は、その参加メンバーのステイタスによって先進国－途上国 RTA と途上国間 RTA に分けられる。本来、RTA はお互いが対等の立場に立って、相互に自由化し、それぞれの自由化の利益を享受し合うという仕組みで成り立っている。このため最初は、たとえばオーストラリア－ニュージーランド RTA や東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）などの経済レベルが似ている先進国同士あるいは途上国同士の地域貿易協定が多かった。しかし1990年代以降は、先進国－途上国 RTA が急増している。
- (3) 特別なケース（Japan-Philippines RTA など）に注視したものはあるが、RTA の環境条項における開発問題といったアプローチではない。
- (4) 各 RTA の名称は、二国間の場合、参加メンバー名の後に貿易自由化や経済協力強化を示す文言がつけられる場合が多い。この部分の用語としては、“Free Trade Agreement,” “Economic Partnership Agreement,” “Trade Promotion Agreement,” “Closer Economic Relations,” “Comprehensive Economic Cooperation Agreement,” “Comprehensive Economic Partnership Agreement,” “Economic Partnership Agreement” など多様である。このため RTA の略称についてもさまざまなものとなる。本章では数多くの RTA に言及することから、個々の RTA の固有名の略称を使用しているとどこの国の RTA なのか判りにくくなってしまふ。そこで二国間の場合は「国名－国名 RTA」という表記方法に統一する（The Japan-Singapore Economic Partnership Agreement の略称は、一般的に使用されている JSEPA ではなく Japan-Singapore RTA と表記）。当事者が複数国のグループである場合、たとえば EU や ASEAN などについても、それらグループを一つの国家とみなして、二国間 RTA と同様の表記をする（たとえば、

EU-Serbia RTA, ASEAN-China RTA など)。それ以外の地域間 RTA の場合は、個々の略称を使用する（たとえば北米自由貿易協定は NAFTA など）。

- (5) ただし、前文の文言は当該条約の意図を解釈する際に重要な役割を果たし得る。WTO のパネルにおいても、エビ・カメ事件（インド、マレーシア、パキスタン、タイー米国、1998年）の際、前文の文言を重視した協定解釈がなされた（UNEP and IISD 2005, 97）。
- (6) カナダは、投資協定を交渉・締結する際も事前の環境アセスメントの実施を合意の条件としている。
- (7) EU の SIA は厳密な意味で法的義務となっていないが、その基礎となっているガイドラインは法的拘束力のある文書として扱われている（Tébar Less and Kim 2008, 8）。
- (8) 途上国間 RTA は「授権条項」(Enabling Clause) と呼ばれる規定により、GATT 第24条やサービス貿易に関する一般協定 (General Agreement on Trade of Services: GATS) 第5条よりも緩やかな条件（①他の締約国の貿易に対して障害又は不当な困難をもたらさないこと、②関税その他の貿易制限が無差別原則に基づく自由化の障害とならないこと、の二つのみ）で RTA の成立が認められる。
- (9) 先進国－途上国 RTA に S&D を適用するかについては賛否両論がある。S&D を認めた場合、当該 RTA の先進当事国は特定の途上国に対して特惠を供与することになるが、こうした措置が特惠制度の細分化、ひいては法規範の多元化を招くのではないか。あるいは、途上国を巻き込んで経済のブロック化を助長するおそれがある、といった懸念が表明されている。一方で、S&D の適用を求める声も強く、とりわけ EU との RTA 締結を進めているアフリカ・カリブ・太平洋 (African, Caribbean and Pacific: ACP) 諸国は現在交渉中の WTO ドーハ開発ラウンドで先進国－途上国 RTA に柔軟性を求める提案を行っている。この点につき Alam (2008) は「NAFTA の場合、メキシコと米国・カナダとの経済格差が存在したままでは、その不均衡は NAFTA 内の環境問題を解決するために相互協力するというよりは、メキシコに対する制裁になり得る」と指摘している。
- (10) 検討の中心はあくまで先進国－途上国 RTA であるが、各国の RAT のうち、先進国－先進国 RTA と先進国－途上国 RTA とで規定に違いがあるのかなども考察に含めるため、ここで扱う RTA の対象は各国が締結したすべての RTA とする。
- (11) TPP は、2006年にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの4カ国間で発効した環太平洋戦略的経済連携協定 (P4協定) に、米国、オーストラリア、ペルー、ベトナムが参加するために2010年に交渉を開始したものである。その後さらに、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本が拡大交渉への参加を表明し、2013年12月現在は12カ国で議論されている。
- (12) 付属文書として環境技術協力に関する共同声明があるが、これは、環境技術協力という特定の事項について、両国がプログラムを実施していくことを確認しているに過ぎない。

- (13) ただし、それぞれの RTA に特徴的な規定もある。たとえば US-Australia RTA の場合、オーストラリアの環境法・環境規制が州レベルのものなので、環境に関する章についてはオーストラリアの各州とテリトリーにも拡大して協定の義務を負わせる形となっている。
- (14) 1992年に設立された ACP 諸国のカリブ海地域フォーラム (Caribbean Forum of the ACP States) のことで、15カ国が参加している。
- (15) Eastern and Southern Africa 諸国のことで、マダガスカル、モーリシャス、セイシェル、ジンバブエの4カ国。
- (16) その他3本の添付声明は、ダンピング防止措置、貿易の技術的障害 (technical barriers to trade: TBT) および労働に関するものである。
- (17) こうした規定は Canada-Chile, Canada-Costa Rica, Canada-Colombia, Canada-Peru, Canada-Jordan RTA にみられる。また、RTA より優先される国際環境条約は条文のアネックスにリストアップされており、たとえば Canada-Colombia RTA の場合は、ワシントン条約、モントリオール議定書、バーゼル条約、ロッテルダム条約の四つ、Canada-Jordan RTA の場合はこれらにストックホルム条約 (POPs 条約) を加えた五つである。
- (18) 書簡のなかでは「①有害廃棄物の輸出入については、Japan-Philippines RTA 第11条 (一般の例外および安全保障のための例外を規定。GATT 第20条の一般例外を準用) においてバーゼル条約に基づくものを含め『人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置』をとることが妨げられないことを定めており、引続き同条約に従って厳格な規制が課されること」を再確認している。
- (19) フィリピンの環境政策に関する識者へのインタビュー (2012年12月4, 6日)。
- (20) フィリピンの環境政策担当者へのインタビュー (2012年12月5日)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

環境省 2004. 『諸外国の政策段階における戦略的環境影響評価制度調査報告書』環境省.

<外国語文献>

Alam, Shawkat 2008. *Sustainable Development and Free Trade: Institutional Approaches*, Oxon: Routledge.

Colyer, Dale 2011. *Green Trade Agreements*, Hampshire: Palgrave.

Common Frontiers 1998. Minutes, Common Frontiers Steering Committee Meeting, mimeo.

Gallagher, Peter and Yse Serret 2011. "Implementing Regional Trade Agreements with

- Environmental Provisions: A Framework for Evaluation,” *OECD Trade and Environment Working Papers, 2011/06*, Paris: OECD Publishing (<http://dx.doi.org/10.1787/5kg3n2crpxwk-en>).
- George, Clive 2011. “Regional Trade Agreements and the Environment: Monitoring Implementation and Assessing Impacts,” *OECD Trade and Environment Working Papers, 2011/02*, Paris: OECD Publishing (<http://dx.doi.org/10.1787/5kgcf7154tmq-en>).
- Lat, Tanya Karina A. 2009. “Testing the Limits of GATT Art. XX(b): Toxic Waste Trade, Japan’s Economic Partnership Agreements, and the WTO,” *Georgetown International Environmental Law Review* 21 367-393.
- Tébar Less, Cristina and Joy A. Kim 2008. “Checklist for Negotiators of Environmental Provisions in Regional Trade Agreements,” *OECD Trade and Environment Working Papers, 2008/02*, Paris: OECD Publishing (<http://dx.doi.org/10.1787/235708858388>).
- OECD 2000. *Assessing the Environmental Effects of Trade Liberalisation Agreements: Methodologies*, Paris: OECD Publishing.
- 2007. *Environment and Regional Trade Agreements*, Paris: OECD Publishing.
- UNEP and IISD 2005. *Environment and Trade: A Handbook*, 2nd ed. Manitoba: International Institute for Sustainable Development.
- Vutha, Hing and Hossein Jalilian 2008. *Environmental Impacts of the ASEAN-China Free Trade Agreement on the Greater Mekong Sub-region*, Manitoba: International Institute for Sustainable Development.